

千早赤阪村総合計画審議会条例（昭和 52 年 9 月 19 日条例第 7 号）

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、千早赤阪村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は村長の諮問に応じ、千早赤阪村総合計画に関する事項について調査および審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は委員 21 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱、または任命する。

- (1) 村議会が推せんする村議会議員
- (2) 一般村民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 村職員

（任期）

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

（補則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について、必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 28 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 30 日条例第 10 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 9 月 12 日条例第 10 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 9 日条例第 6 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日条例第 14 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 2 日条例第 25 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 28 日条例第 15 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 22 日条例第 20 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。